

魚津市告示第169号

経田漁港の指定管理者の募集について

経田漁港の指定管理者を募集するので、魚津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年魚津市規則第20号）第3条の規定に基づき公示する。

令和7年9月16日

魚津市長 村椿 晃

- 1 当該施設の名称及び所在地
経田漁港 魚津市東町ほか
- 2 指定管理者が行う管理業務の内容
経田漁港の管理運営業務
経田漁港の施設及び設備の維持管理業務
経田漁港の利用に関する業務
- 3 指定管理者の選定の基準
経田漁港指定管理者募集要項による。
- 4 管理者の指定期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）
- 5 募集要項の配布期間及び配布場所
令和7年9月16日（火）から令和7年9月30日（火）まで
（開庁日の午前9時00分から午後5時00分までの時間帯）
魚津市産業建設部農林水産課水産振興係
- 6 申請書の受付期間及び受付場所
令和7年10月17日（金）から令和7年10月24日（金）まで（郵送可、必着）
（開庁日の午前9時00分から午後5時00分までの時間帯）
魚津市産業建設部農林水産課水産振興係

経田漁港指定管理者 募集要項

令和7年9月

魚津市産業建設部農林水産課

経田漁港指定管理者募集要項

経田漁港（以下「漁港」という。）について、魚津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年魚津市条例第25号。以下「手続条例」という。）及び魚津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年魚津市規則第20号）に基づき、指定管理候補者の選定のための公募を行います。

1 漁港の概要

名 称	経田漁港	
区 域	魚津市東町ほか	
整備目的	水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、及び漁港の維持管理を適正にし、もって国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資することを目的とする。	
対象施設 ＊漁港及び漁場の整備等に関する法第39条第5項の規定により市長が指定する区域内に存する施設で占用許可がなされていないものを対象	外郭施設	防波堤、防砂堤、波除堤、堤防、護岸
	係留施設	岸壁、物揚場、船揚場、浮棧橋
	水域施設	泊地、航路
	漁港施設用地	道路用地、荷捌所用地、野積場用地、駐車場、漁港管理施設用地（管理事務所を含む。）、漁港環境整備施設用地（公衆トイレを含む。）
	ボートヤード	駐艇場、ボート洗浄用水道設備、休憩所シャワー設備

2 指定管理者の応募

（1）応募資格

ア 法人等の団体であること（法人格の有無は問わない。）

イ 魚津市内に事務所を置く又は置こうとする団体であること。

（※ 『事務所を置く』とは、当該施設内あるいは市内の別の場所に、単に設置しているという意ではなく、管理上の連絡調整や危機管理時の迅速な対応等のための人員配置等の体制が整っていることを要する。）

ウ 団体又はその代表者が、次の者に該当しないこと。

（ア） 法律行為を行う能力を有しない者又は会社更生法若しくは民事再生法に基づく更生若しくは再生手続き中の者

（イ） 破産者で復権を得ない者

（ウ） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、本市における競争入札等の参加を制限されている者

（エ） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを

受けてから5年を経過しない者、又は、指定管理者に指定することが不可能となり、若しくは著しく不適当と認められる事情により、指定管理者の候補者の取消しを受けてから5年を経過しない者

(※ 指定管理者に指定することが不可能となり、若しくは著しく不適当と認められる事情とは、「被選定者が倒産したとき」や「被選定者が提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき」などである。)

(オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者

(カ) 市税、消費税及び地方消費税を滞納している者

エ 業務に必要な次の資格を有する者を雇用していること。

(ア) 巻き上げ機の運転の業務に係る特別教育修了

(イ) 小型移動式クレーン（技能講習修了）

(ウ) 玉掛け（技能講習修了）

(エ) 足場の組立て等特別教育（特別教育修了）

(オ) フォークリフト1t以上免許（運転技能講習修了）

(カ) 大型特殊自動車（フォークリフトの公道走行のため）

(キ) 2級小型船舶操縦士免許（特殊小型船舶操縦士免許）

(ク) 危険物取扱者免許 乙種4類（引火性液体）

3 スケジュール

指定管理者の応募から決定までのスケジュールは、次のように予定しています。

9月16日（火）	募集要項等の公表
9月16日（火）～9月30日（火）	募集要項等の配布
10月2日（木）	現地説明会の開催（要望があれば開催）
10月2日（木）～10月9日（木）	質問の受付
10月16日（木）	質問の回答
10月17日（金）～10月24日（金）	申請書受付期間
11月上旬	選定委員会による審査
11月上旬	指定管理候補予定者の選定結果の発表
11月上旬	指定管理候補予定者との協議
12月議会	指定管理者の指定に関する議決

4 指定管理者の実施業務及びその基準

- (1) 指定管理者が実施することとなる業務及びその基準については、別添「経田漁港施設指定管理者業務仕様書」で定めるとおりとします。
- (2) 指定管理者が実施する業務及び経理の状況に関し、定期的に報告を求め、業務等の実施状況を確認するため、実地に調査することができるものとします。
- (3) 指定管理者が実施する業務に不正行為があった場合及び管理の基準を満たしていないと判断した場合、魚津市は、是正勧告を行い、及び改善を求めるものとします。

5 指定期間

指定管理者が漁港の管理を行う期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。

6 経費に関する事項

漁港においては、地方自治法第244条の2第8項で定める利用料金制度を採用します。したがって、有料施設等の利用料金収入は、指定管理者の収入となります。

(1) 利用料金

ア 利用料金の額

利用料金の額については、魚津市漁港管理条例（平成11年条例第28号。以下「条例」という。）別表第1に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めることができます。

イ 利用料金の減免

指定管理者は、条例で定めるところにより、利用料金の減免を行ってください。

(2) 収益が生じた場合

指定管理者の利用料金収入の内、指定管理業務の対価を超える剰余金（自主事業業務を除く指定管理業務のみで得た収益）が生じた場合、原則その2分の1に相当する額を魚津市に納付することとします。

(3) 年間契約保険料の負担（以下の保険料は指定管理者の負担とします。）

項目	保険種別	契約会社	保険料金（円）
ユニック 富山 100 セ 9519	自動車保険	共栄火災海上保険㈱	41,160
ユニック 富山 100 セ 9519	自動車損害賠償責任保険	損害保険ジャパン㈱	16,900
リフト FD30T-15577433	自動車保険	共栄火災海上保険㈱	30,310
リフト FD30T-15577433	自動車損害賠償責任保険	共栄火災海上保険㈱	8,700
油濁・請負・生産物賠償	施設賠償責任保険	共栄火災海上保険㈱	69,690
保管物賠償	施設賠償責任保険	共栄火災海上保険㈱	325,000
保管物賠償	賠償責任保険	共栄火災海上保険㈱	57,190
漁協向け上下施設総合保障制度	証書の発行無	全国共済水産業協同組合連合会	318,430
障害保険4人分	普通傷害保険	共栄火災海上保険㈱	130,320
合計			997,700

7 指定管理者の応募

(1) 募集要項の配布

ア 配布日 令和7年9月16日（火）

イ 配布場所 魚津市産業建設部農林水産課水産振興係
（〒937-8555 魚津市釈迦堂一丁目10番1号）

(2) 応募の受付

ア 応募期間

令和7年10月17日（金）から令和7年10月24日（金）まで（郵送可、必着）
ただし、開庁日の午前9時00分から午後5時00分までの時間帯

イ 受付場所

魚津市産業建設部農林水産課水産振興係
（〒937-8555 魚津市釈迦堂一丁目10番1号）

（3） 応募書類

次の書類を各1部提出してください。ただし、必要な資格・要件が備わっていることが確認でき
た後、指定する書類について、指定する部数の提出をお願いすることがあります。

ア 指定管理者指定申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（別記様式第2号の1～4）

ウ 添付書類

（ア） 団体の定款若しくは寄附行為の写し又はこれらに相当する書類

（イ） 団体の活動内容等を記載した書類（総会等で使用している書類ほか）

a 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び前事業年度の事業報告書の写し又
はこれらに相当する書類

b 役員名簿並びに組織及び人員に関する事項について記載した書類

（ウ） 団体の経営状況を説明する書類（総会等で使用している書類ほか）

a 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び前事業年度の収支（損益）計算書
の写し又はこれらに相当する書類

b 前事業年度の貸借対照表及び財産目録の写し又はこれらに相当する書類

（エ） 業務に必要な資格証の写し（表裏両面）

a 巻き上げ機の運転の業務に係る特別教育修了証

b 小型移動式クレーン（技能講習修了証）

c 玉掛け（技能講習修了証）

d 足場の組立て等特別教育（特別教育修了証）

e フォークリフト1t以上免許（運転技能講習修了証）

f 大型特殊自動車（フォークリフトの公道走行のため）

g 2級小型船舶操縦士免許（特殊小型船舶操縦士免許）

h 危険物取扱者免許 乙種4類（引火性液体）

（4） 応募書類の修正等について

ア 応募書類の修正（軽微なものを除く。）は、できません。

イ 提出した応募書類は、返却しません。

ウ 事業計画書等の著作権は、応募者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等必
要な場合には、事業計画書等の内容が無償で利用できるものとします。

エ 応募書類は、提出者に無断で指定管理者募集に係る業務以外に使用しません。

（5） 選定委員会による審査（ヒアリング）

応募内容（提案）について、次の日程によりヒアリングを実施します。

なお、詳細については、別途案内します。

ア 開催日 令和7年11月上旬（予定）

イ 会場 魚津市役所2階第1会議室（予定）

8 指定管理者候補者の選定

（1） 選定方法

指定管理者候補者の選定は、魚津市公の施設指定管理者選定審査会設置要綱に基づき設置する魚津市公の施設指定管理者選定審査会（以下「選定審査会」という。）における審査を経て行います。

（2） 審査方法

ア 第1次審査

申請者から提出された指定管理者指定申請書等の書類をもとに、募集要項に定めた資格・要件等が備わっているかどうかを審査します。

イ 第2次審査

選定審査会において、評価基準に掲げる評価項目ごとに事業計画書等の審査を行い、総合的な評価を行います。

（3） 評価基準

手続条例に基づき、次の評価基準により行うこととします。

経田漁港評価基準表

評価基準	評価の視点	配点ウェイト
1 漁港の整備目的、適正な管理が達成できるか	・施設の整備目的に合致した方針か（目的から逸脱していないか） ・仕様書に定める適切な管理業務が確保できるか ・受託への意欲、熱意はあるか	10
2 漁業者の利便性を確保し、一般利用者の公平な利用が確保できるか	・漁業者と一般利用者の調整がうまくできるか ・漁業者に対し不利益な扱いとならないか、また、特定の者のみに有利な利用になっていないか ・漁港利用者のサービスの向上が図られるか（適切な対応ができる体制であるか） ・利用料金制の金額の設定は妥当か（将来の見通しはあるか） ・利用料金の滞納の対応策はあるか	10
3 施設の効用を最大限に発揮できるとともに経費の縮減が図られるか	・収支計画の内容は妥当か（管理経費の縮減はなされているか） ・利用者数や増加率等の目標値が設定されているか ・利用促進に対する前向きな姿勢が認められるか ・利用者増のための有効なPR活動がなされるか（漁業者増及び当該漁港ボートヤード等利用者増） ・自主事業が利用者サービスにつながるか	10
4 事業計画に沿った管理	・適切な管理運営が可能な収支計画・資金計画か	10

を安定して行う物的・人的能力があるか	・安定した管理体制を提供できる財政基盤が構築されているか ・適切な人員配置方針となっているか ・常勤職員の常駐体制がとれているか、無理な勤務体制となっていないか ・職員数（常時及び絶対数）は十分に確保されているか（臨時職員に隔たりすぎていないか） ・緊急時のバックアップ体制は適切か・経理、管理、研修、苦情処理、安全管理等、適切な対応は可能か ・職員の育成について、どのような考えがあるか	
5 漁港利用者の声が反映される管理が行われるか	・利用者の意見、要望などを運営に反映させる工夫がなされるか ・トラブル発生時に適切に対処できると認められるか ・苦情処理の体制は明確になっているか	10
6 緊急時対応などについて	・災害、事故の対応について、どのように考えているか ・事故防止に向けた取組みを行っているか	10
7 個人情報保護の措置について	・利用者の個人情報を取り扱う場合、どのような保護措置を講じているか ・個人情報の保護について十分に理解しているか	10
8 地域活動との関わりや地域に対する貢献についての考えはあるか	・地域社会との連携について独自の考え方はあるか ・地域活性化のための独自の考え方はあるか	15
9 社会情勢の変化等における漁港施設の利用方針について考えはあるか	・経田漁港の将来的展望に関して考えはあるか ・施設の拡張・改修に関する考えはあるか（新規投資に係る費用・利用料金等は妥当か）	15
合計		100

（４） 審査結果

結果は、終了した時点においてすべての審査対象者に通知します。なお、審査結果概要については魚津市のホームページで公表します。令和7年11月中旬（予定）

9 指定管理者の指定手続等

（１） 指定管理者の指定

選定した指定管理候補者については、魚津市議会の指定の議決を経たうえで、指定管理者として指定します。

（２） 告示

議決されたときは、その旨を指定管理者の候補者に通知するとともに、告示事項の掲示を行います。

（３） 協定の締結

前号の手続の後、市と指定管理者は協定書を締結することになります。

(4) 協定書は、「基本協定」及び「年度協定」の2つを締結することになります。

ア 基本協定

基本協定は、指定期間を通しての基本的事項に関する協定です。

イ 年度協定

年度協定は、年度ごとの業務に関する事項を定める協定です。

(5) 各協定書の主な内容は、次のとおりです。

ア 基本協定

(ア) 協定締結に関する基本的な事項

(イ) 指定期間に関する事項

(ウ) 業務の範囲及び実施に関する事項

(エ) 業務の実施状況の確認に関する事項

(オ) 利用料金に関する事項

(カ) 損害賠償及び不可抗力に関する事項

(キ) 指定の取消し及び業務の停止に関する事項

(ク) その他

イ 年度協定

(ア) 当該年度の業務内容に関する事項

(イ) その他

(6) 事業の実施が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の業務開始前までの期間（令和8年4月1日以前）

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者が、次の事項に該当した場合は、指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すこととします。

(ア) 魚津市議会により指定議案が否決されたとき。

(イ) 指定管理者の候補者が倒産し、若しくは解散したとき、又は社会的に非難される事件を起こしたとき。

(ウ) 指定管理者の候補者が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。

(エ) その他指定管理者に指定することが不可能となったとき、又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。

イ 指定管理者の業務開始後の期間（令和8年4月1日以後）

(ア) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合は、市は指定を取り消すことができるものとします。この場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償することとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、業務を遂行できるよう引継ぎを行うものとします。

(イ) 指定管理者の責めに帰すことのできない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。協議の結果、やむを得な

いと判断された場合、市は指定の取消しを行うものとします。この場合に発生する損害は合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として協議するものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、業務を遂行できるよう引継ぎを行うものとします。

(7) 第3号の協定は、指定という行政処分の約款であり、契約とは異なります。また、協定で定めた事項については、基本的に改定は行いません。ただし、特別の事情があるときは、協議の上、協定を改定することができるものとします。

(8) 協定書締結後、指定管理者は、令和8年4月1日から管理運営業務が行えるよう諸準備をすることとします。

10 その他

(1) 応募等に係る経費

指定管理者の応募から業務の引継ぎを行うまでの期間（令和8年4月1日まで）にかかる経費は、応募者が負担することとします。

(2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合の措置

市及び指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

(3) 車両の取扱い

市は、ユニック付きトラック1台を無償で貸与することとし、別途、当該車両の貸与に係る使用貸借契約を締結するものとします。なお、保険料及び燃料費その他維持管理のために要する費用は、指定管理者が負担するものとします。

11 添付資料

- (1) 経田漁港指定管理者業務仕様書
- (2) 個人情報取扱特記事項
- (3) 暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項
- (4) 指定管理者指定応募書（様式第1号）
- (5) 経田漁港の管理事業計画書（別記様式第2号の1）
- (6) 自主事業実施計画（別記様式第2号の2）
- (7) 利用料金の設定額とその考え方（別記様式第2号の3）
- (8) 指定予定期間内の各年度及び全体の収支計画（別記様式第2号の4）

12 問い合わせ先

魚津市産業建設部農林水産課水産振興係

（〒937-8555 魚津市釈迦堂一丁目10番1号）

（電話 0765-23-1033、FAX 0765-23-1053、Eメール norinsuisan@city.uzo.jp）

経田漁港指定管理者業務仕様書

本仕様書は、経田漁港（以下「漁港」という。）の管理業務を指定管理者が行うに当たり、魚津市が指定管理者に要求する業務内容及びその基準等を示すものである。

第1 総則

漁港の管理業務については、本仕様書に基づいて実施するものとする。

第2 対象施設

指定管理の対象となる漁港の概要については次のとおりである。

名 称	経田漁港	
区 域	魚津市東町ほか	
整備目的	水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、及び漁港の維持管理を適正にし、もって国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資することを目的とする。	
対象施設 漁港及び漁場の整備等に関する法第39条第5項の規定により市長が指定する区域内に存する施設で占用許可がなされていないものを対象	外郭施設	防波堤、防砂堤、波除堤、堤防、護岸
	係留施設	岸壁、物揚場、船揚場、浮棧橋
	水域施設	泊地、航路
	漁港施設用地	道路用地、荷捌所用地、野積場用地、駐車場、漁港管理施設用地（管理事務所含む。）、漁港環境整備施設用地（公衆トイレ含む。）
	ボートヤード	駐艇場、ボート洗浄用水道設備、休憩所シャワー設備

第3 業務の内容

(1) 魚津市漁港管理条例（平成11年魚津市条例第28号。以下「条例」という。）第4条に規定する業務

ア 条例第5条に規定する漁港保全のための監視業務

イ 条例第6条に規定する漁港の区域内の秩序維持のための船舶若しくはいかだ又は車両等への移動指示

ウ 条例第7条に規定する危険物等の制限のための監視及び指導業務

エ 条例第8条に規定する漂流物除去のための指示

オ 条例第9条に規定する陸揚輸送等の区域における利用の調整及び指示

カ 条例第10条及び第20条の規定による届出並びに条例第11条に規定する利用の許可に関する

業務

キ 条例第16条の規定による利用料金の徴収に関する業務

ク ボートヤード及び係留施設の管理業務

(2) 組織・報告業務

ア 組織及び人員配置

イ 事業計画書の作成

ウ 事業報告書の作成

エ 事業評価業務

オ 指定期間終了後の引継ぎ業務

(3) その他市長が施設の管理上必要と認めた業務

第4 業務の基準

(1) 条例第4条に規定する業務

ア 条例第5条に規定する漁港保全のための監視業務

指定管理者は漁港各施設が健全に保持されることに努め、日々現況の把握を行い、異常時には速やかな対応を行うものとする。

イ 条例第6条に規定する漁港の区域内の秩序維持のための船舶若しくはいかだ又は車両等への移動指示

指定管理者は漁港の区域（漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条第5項の規定により市長が指定する区域）内の秩序の維持に努め、必要時には当該区域内に停係泊する船舶又はいかだ並びに駐停車する車両又は陸置きする船舶に対して移動の指示を行うものとし、円滑な漁港機能の確保に努める。

ウ 条例第7条に規定する危険物等の制限のための監視及び指導業務

指定管理者は漁港利用者や近隣住民の安全・安心を確保するため、入出港する船舶の荷役に対し注意を怠ることなく、危険物を積載する船舶に対しては、市に連絡し指示を仰ぐと共に、当該船舶への適正な指導を行うものとする。

エ 条例第8条に規定する漂流物除去のための指示

指定管理者は漁港利用が円滑に行われることを確保するため、漁港区域内の水域における漂流物の除去を行うものとし、当該所有者が判明している場合は、物件除去の指示を与える。

オ 条例第9条に規定する陸揚輸送等の区域における利用の調整及び指示

指定管理者は漁港本来の機能が十分に活用されるよう利用の調整を適正に行い、陸揚及び輸送の円滑化を図ると共に、衛生的な漁港の保持に努めるものとする。

カ 条例第10条及び第20条の規定による届出並びに条例第11条に規定する利用の許可に関する業務

(ア) 漁船の漁港施設利用について

指定管理者は漁業者の漁港利用においても、十分な管理を行うものとし、漁業者自ら漁港の秩序を乱す事の無きよう努めるものとする。

(イ) 条例第11条に係る利用者管理業務について

a 漁港施設利用申込み及び許可に関する業務

漁港施設を利用する者は指定管理者の許可を得なければならない。このため、指定管理者はこれら手続きについて、条例及び規則に基づき、不明な点はあらかじめ魚津市と協議して定めるものとする。

b 利用許可の取消しに関する業務

指定管理者は、条例の規定に基づき、漁港施設の利用許可を取り消し、又はその利用を制限することができる。

c 利用者台帳の管理及び業務

指定管理者は、利用者情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、魚津市個人情報保護法施行条例（平成5年魚津市条例第1号）及び関係例規に基づき適切に管理するものとする。

指定管理者は、利用者情報について、情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理を行うとともに、不都合が生じた場合は、速やかに、その改善が図られるよう適切に対処するものとする。

d 利用促進業務

指定管理者は、漁港施設的能力を最大限発揮するため、ホームページの作成・更新、施設案内パンフレットの作成・配布等を実施し、利用促進に努めるものとする。

e 入出港管理業務

指定管理者は条例に基づく船舶の入出港管理を徹底し、海難事故等へも素早く対処出来るよう漁港を利用する船舶の動行を極力把握するよう努めるものとする。

キ 条例第16条の規定による利用料金の徴収に関する業務

(ア) 利用料金の徴収に関する業務

利用料金の額は条例に規定する額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(イ) 利用料金の免除に関する業務

指定管理者は、条例の規定に基づき、利用料金の全部又は一部を免除することができる。このため、指定管理者はこれらの手続きについて、あらかじめ魚津市と協議して定めるものとする。

ク ボートヤード及び係留施設の管理業務

(ア) 施設管理保守業務の基準

指定管理者は、経田漁港施設及び設備を良好に管理保守し、サービス提供が常に円滑に行われるようにするものとする。

(イ) 魚津市経田漁港施設及び設備の維持管理に関する業務詳細

a 船揚場施設管理保守業務

(a) 高圧受電設備（キュービクル）

(b) 電力電灯設備（キュービクル）

(c) 洗浄水道設備

(d) 漁船上下架船台設備（4か所）

(e) 漁船上下架動力設備

- (f) 配電盤設備（２か所）
 - (g) 油圧巻上げ動力設備（大型漁船巻上げ用）
 - (h) 機械建屋及び作業兼車庫建屋
 - (i) 高圧水機械建屋（建屋のみ）
 - (j) 電動巻上げ動力設備（２基）及び建屋
 - b ボートヤード施設管理保守業務
 - (a) 電力電灯設備（船揚場の高圧受電盤内から分岐）
 - (b) 防犯灯照明設備（６か所）
 - (c) 洗浄水道設備
 - (d) ボート上下架船台設備
 - (e) ボート上下架動力設備
 - (f) 管理事務所建屋
 - (g) 休憩所シャワー設備
 - c 係留施設管理保守業務
 - (a) 長期係留栈橋設備
 - (b) 一時係留栈橋設備
 - d 備品設備管理保守業務
 - (a) ユニック車両備品
 - (b) リフト車両備品及び車庫建屋
 - (c) 移動用船台備品
 - (d) 重量ジャッキ及び重量滑車備品
 - (e) 高圧洗浄機設備（２台）
 - e その他施設管理保守業務
 - (a) 公衆便所設備及び建屋
- (2) 組織・報告業務
- ア 組織及び人員配置
- 管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法等関係法令を遵守し、業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。また、職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないよう配慮するとともに、利用者の要望に応えられるものにするこ
と。
- イ 事業計画書の作成
- 指定管理者は、毎年度翌年度の管理及び運営に関する事業計画書を作成し、魚津市へ提出すること。
- ウ 事業報告書の作成
- (ア) 年次報告書
- 指定管理者は、毎年度終了後、事業報告書を魚津市に提出すること。詳細については、魚津市と指定管理者が締結する協定で定める。
- (イ) 月次報告書
- 指定管理者は、前月分の利用状況等について報告書を作成し、魚津市に提出すること。報

告書の詳細は魚津市と指定管理者が締結する協定で定める。

エ 事業評価業務

指定管理者は、利用者アンケート等により利用者等の意見や要望を把握するとともに、意見等を管理及び運営に反映させるよう努めること。なお、利用者アンケート等の結果は前記の事業報告書にまとめ、魚津市に提出すること。

オ 指定期間終了後の引継ぎ業務

(ア) 指定管理者は、指定期間の終了後、次期管理者が円滑かつ支障なく本施設の業務遂行をできるよう、引継ぎを行うこと。

(イ) 指定期間終了後若しくは指定の取消し等により次期管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅延なく提供するものとする。

(3) その他市長が施設の管理上必要と認めた業務

指定管理者は、管理業務のマナー化を防ぐと共に、魚津市と連絡を取り合い漁港に益すると思われる業務については、積極的に取り組むものとする。

第5 リスクの分担

漁港の管理及び運営に関する基本的なリスク分担は次のとおりとし、指定管理者はこれらのリスクに対して、適切な範囲で保険等に参加するものとする。

リスクの種類	内 容	負担区分	
		魚津市	指定 管理者
法令等の変更	指定管理者自身に影響を及ぼすもの		○
	施設の管理運営に影響を及ぼすもの	○	
経費の増大	物価上昇その他魚津市以外の要因によるもの		○
	魚津市の指示に基づく業務内容の変更等	○	
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止又は延期	その都度協議	
協定の不履行	指定管理者の都合によるもの		○
	魚津市の都合によるもの	○	
第3者への損害	業務の執行に伴うもの	○	○※
	施設及び設備等の瑕疵によるもの	その都度協議	
施設及び設備等 の修繕	指定管理者が故意又は過失により損傷させたもの		○
	経年劣化、構造上の瑕疵等による大規模修繕	その都度協議	
	上記以外	その都度協議	
苦情への対応	指定管理者が適切に執行すべき業務に関するもの		○
	上記以外	○	

※魚津市が賠償した場合、指定管理者に故意又は重大な過失があるときは、求償することができる。

第6 個人情報の取扱い

指定管理者は、業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

第7 暴力団等排除にかかる契約解除について

市と指定管理者が締結する協定には、別記「暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項」を適用するものとする。

第8 指定管理業務期間の前に行う業務

- (1) 協定項目についての魚津市との協議
- (2) 利用料金等の設定
- (3) 業務等に関する各種規程の作成、協議

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

指定管理者（以下「乙」という。）は、業務を処理するために個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 取得の制限

乙は、業務を処理するために個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 秘密の保持

乙は、業務を処理する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。この業務が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第4 利用及び提供の制限

乙は、魚津市（以下「甲」という。）の指示又は承認があるときを除き、業務を処理するために取り扱う個人情報を当該委託事務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第5 安全確保の措置

乙は、業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第6 従事者への周知及び監督

- 1 乙は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。
- 2 乙は、業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第7 複写又は複製の禁止

乙は、業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

第8 資料等の返還及び廃棄

- 1 乙は、業務をするために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後直ちに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が自ら作成し、若しくは取得した個人情報が記録された資料等（前記1の規定により甲に返還するものを除く。）を、

業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第9 取扱状況の報告及び調査

甲は、必要があると認めるときは、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

第10 指示

甲は、乙が業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取り扱いが不適正と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとし、乙はその指示に従わなければならない。

第11 事故報告

乙は、協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第12 損害のために生じた経費の負担

業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

第13 名称等の公表

甲は、乙が協定に違反し、個人情報の不適正な取扱いを行った場合において、事前に乙から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、乙の名称、所在地及びその個人情報の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- (1) 第3の規定に違反し秘密を漏らしたとき。
- (2) 第4の規定に違反し目的外の利用又は提供をしたとき。
- (3) 第5の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報を漏えい、滅失又はき損したとき。
- (4) (1)から(3)までに相当する個人情報の不適正な取扱いがあるとき。
- (5) (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報の不適正な取扱いの態様、個人情報の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。

暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が付される契約（魚津市財務規則（昭和63年7月30日規則第18号）第102条の規定により、契約書の作成を省略する契約を含む。以下「契約」という。）と一体をなす。

(暴力団等排除に係る解除)

第2条 魚津市（以下「市」という。）は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（法人である場合には、その役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者を、法人以外の団体である場合には、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者を、個人である場合には、その者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められるとき、又は暴力団若しくは暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等（暴力団及び暴力団員等並びに暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は前4号のいずれかに該当する法人等（法人その他の団体又は個人をいい、魚津市入札参加資格業者登録名簿に登載されているか否かを問わない。）であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前5号のいずれに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 契約の相手方が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、市が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 2 契約の相手方が、協同組合又は共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用するものとする。
- 3 契約の相手方は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額（この契約が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する条例で定める契約（この項において「長期継続契約」という。）においては、契約期間中の各会

計年度の支払予定額のうち最も高い額（この項において「最高支払予定額」という。）の100分の10に相当する額を市が指定する期限までに支払わなければならない。ただし、単位数あたりの契約金額を定めた単価契約においては、契約単価に契約期間内の予定数量を乗じて計算した額（長期継続契約においては、最高支払予定額）の100分の10に相当する額とする。

4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、市は、当該保証金を 前項の違約金に充当することができる。

5 第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。（関係機関への照会等）

第3条 市は、契約からの暴力団等の排除を目的として、必要と認める場合には、契約の相手方に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができ、その情報を管轄の警察署に提供することで、契約の相手方が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 契約の相手方は、前項の規定により、市が警察署へ照会を行うことについて、予め承諾するものとする。

（契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第4条 契約の相手方は、自らが、又はこの契約の下請負若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団等から契約の適正な履行の妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 契約の相手方及び下請事業者等は、前項の場合において、市及び管轄の警察署と協力して、 契約の履行の妨害又は不当要求の排除対策を講じなければならない。

令和 年 月 日

魚津市長 村 椿 晃 宛

応募者 所在地
 団体名
 代表者氏名

指定管理者指定申請書

魚津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条の規定により、指定管理者の指定を受けたいので申請します。

- 1 管理する施設の名称 経田漁港
- 2 関係書類
 - (1) 事業計画書（別記様式第 2 号の 1～4）
 - (2) 添付書類
 - ア 団体の定款若しくは寄附行為の写又はこれらに相当する書類
 - イ 団体の活動内容等を記載した書類
 - ウ 団体の経営状況を説明する書類

経田漁港の管理事業計画書

団体名			
代表者氏名			
主たる事務所の所在地			
担当者名		電話番号	
FAX番号		Eメールアドレス	

【記入要領】

以下の表に示す項目に対して、貴団体の方針等を記入してください。

また、記入欄が不足する場合は、欄の大きさを変更するなど適宜修正等しても構いません。

1 漁港の整備目的が達成できるか

項 目	記 入 欄
漁港施設としての趣旨を踏まえて管理運営に関する基本方針を記入してください。	

2 漁業者の利便性を確保し、一般利用者の公平な利用が確保できるか

項 目	記 入 欄
漁業者と一般利用者との調整及び一般利用者の平等な利用の確保に関する方針について記入してください。	
利用料金の考え方について別記様式第2号の3に記入してください。	
利用料金の滞納の対応策について記入してください。	

3 施設の効用を最大限に発揮できるとともに経費の縮減が図られるか

項 目	記 入 欄
別記様式第2号の4により、指定予定期間内の各年度及び全体の収支計画を記入してください。	
管理経費の縮減に関する貴団体の方針や創意工夫について記入してください。	
利用促進、利用者増に関する目標及び目標値について記入してください。	
利用促進、利用者増に係る具体的な方針や手法について記入してください。	
利用促進、利用者増のためのPR活動等について記入してください。	
漁港施設を活用して自主的に実施しようとする事業（自主事業）について別記様式第2号の2に記入してください。	

4 事業計画に沿った管理を安定して行う物的・人的能力があるか

項 目	記 入 欄
別記様式第2号の4により、指定予定期間内の各年度及び全体の収支計画を記入してください。	
人員配置の配置方針について記入してください。	
執行体制について審査しますので次の内容について記入してください。 ・組織図 ・職員数 ・職務分担及び職務内容 ・ローテーション ・就業条件（勤務時間、休日設定等）	
職務の遂行上必要な有資格者の配備状況や、研修計画等人材育成の方針を記入してください。	

5 漁港利用者の声が反映される管理が行われるか

項 目	記 入 欄
利用者のニーズに対する対応方針について記入してください。	
トラブル防止や苦情等の対処方法について記入してください。	

6 緊急時対応などについて

項 目	記 入 欄
不測の事態が発生した場合の対応方法 (担保等) について 記入してください。	

7 個人情報保護の措置について

項 目	記 入 欄
情報管理に関する貴団体の取組みについて記入してください。	

8 地域活動との関わりや地域に対する貢献についての考えはあるか

項 目	記 入 欄
地域社会との連携に関する方針について記入してください。	
地域活性化のための独自の考え方について記入してください。	

9 社会情勢の変化等における漁港施設の利用方針について考えはあるか

項 目	記 入 欄
経田漁港の将来的展望に関して記入してください。	

自主事業実施計画

自主事業の実施計画

令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
内 容	実 施 予定月	内 容	実 施 予定月	内 容	実 施 予定月	内 容	実 施 予定月	内 容	実 施 予定月

※注；記入欄は必要に応じて増やしてください。また、別紙としても構いません。

別記様式第2号の3

利用料金の設定額とその考え方

1 利用料金の設定に係る考え方や理由を記入してください。

--

2 利用料金の額を記入してください。

(1)

施設の種類	区分	単価	利用料金	摘要
外郭施設	防波堤突堤			
係留施設	岸壁			
	物揚場			
	船揚場			
	浮棧橋			
水域施設	泊地			
漁港施設用地	駐車場			
	駐車場以外			
ボートヤード	駐艇場			
	ボート洗浄用水道設備			
	休憩所シャワー設備			

(2) 割引券等について

【収入の部】

(単位:千円)

区 分	収 入 計 画					計	参考数値 R6決算額
	R8	R9	R10	R11	R12		
収入合計(A)							22,274
営業収入							22,274
利用料金の収入							13,707
上下架料							3,587
駐艇・係留料							10,035
その他利用料等							85
その他の収入							8,567
自主事業収入							8,567

【支出の部】

区 分	支 出 計 画					計	参考数値 R6決算額	再委託の 実施
	R8	R9	R10	R11	R12			
支出合計(B)							22,274	
営業費用							22,274	
労務費							12,716	
製造経費							4,648	
その他							4,910	
収支 (A)－(B)							0	